

政令番号359 n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.0E+0			1.0		6.0E+0	6.0	7.0
8	茨城県						1.9E+0	1.9	1.9
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						1.5E+2	152.0	152.0
12	千葉県						6.6E+1	66.0	66.0
13	東京都	4.8E+1			48.0				48.0
14	神奈川県	4.6E+1			46.0		1.2E+3	1,215.7	1,261.7
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						5.6E+2	561.0	561.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府						2.2E+2	220.0	220.0
28	兵庫県	1.2E+1			12.1		2.1E+2	206.2	218.3
29	奈良県								
30	和歌山県					1.0E-1	8.0E-1	0.9	0.9
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	3.7E+1			37.0				37.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.4E+2			144.1	1.0E-1	2.4E+3	2,429.7	2,573.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。